



老振発第0416001号  
平成15年4月16日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



### 有料老人ホームに対する指導の徹底について

本日付けて、公正取引委員会より、有料老人ホームの表示に関し、別添資料のとおり、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第4条第1号及び第2号の規定に違反するとして、関係事業者に対し同法第6条の規定に基づく排除命令が行われたところである。

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付老発第0718003号老健局長通知）により、その指導上の留意点を示しているところであるが、今般の公正取引委員会の排除命令に鑑み、貴管内の有料老人ホームについて、下記の留意事項を参考の上、改めて指導の徹底をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。

#### 記

1 有料老人ホームは長年にわたり利用される生活の場であり、有料老人ホームが提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容について、入居者が、あらかじめ十分に理解した上で入居されるべきものである。

このため、入居者に誤解を与えることがないよう、高齢者にわかりやすく、実態に即した正確な表示が特に強く求められるものである。特に排除命令のあった内容については、有料老人ホームの社会的信頼の確保及び質の向上のためにも、それぞれの有料老人ホームにおいて改めて検証され、適切な措置が講じられる必要があること。

2 1の指導を行うに当たっては、有料老人ホームの表示の適正化の観点から景品表示法担当部局と、介護保険法令遵守の観点から介護保険担当部局と、十分な連携を図った上で行うことが適当であること。

3 今般の排除命令を踏まえ、貴管内の有料老人ホームを対象とした具体的な取組みを行うことが重要であること。

#### （具体的な取組みの例）

- (1) 研修会の開催
- (2) 重要事項説明書、パンフレット等の記載内容の点検
- (3) 重要事項説明書、パンフレット等の公開

# 中部地区における有料老人ホームを営む事業者3名に対する排除命令等について

平成15年4月16日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、中部地区において有料老人ホームを営む事業者3名に対し調査を行ってきたところ、景品表示法第4条第1号（優良誤認）又は同条第2号（有利誤認）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、排除命令（別添排除命令参照）を行った。

## 1 関係人の概要

事業者名	施設名	所在地（施設の所在地）	代表者
石川ライフクリエート株式会社	シニアユートビア金沢	金沢市粟崎町四丁目80番地2 (同上)	代表取締役 奥田 美保
伊豆ヘルス・ケア株式会社	伊豆ヘルス・ケアマンション	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1405番地 (同上)	代表取締役 山根 春作
株式会社サンリッチ三島	サンリッチ三島	東京都江戸川区中央一丁目29番4号 (静岡県三島市川原ヶ谷264-2)	代表取締役 福家 文吉

## 2 排除命令の概要

### （1）違反事実の概要（別紙参照）

前記1の3名は、有料老人ホームのパンフレット、重要事項説明書、社団法人全国有料老人ホーム協会発行の「会員ホームガイド 輝」等において、例えば、以下のとおり、一般消費者に誤認される表示を行っていた。

#### ○ 介護サービスに関する表示

- ・ 介護一時金等を徴収することによって、あたかも、介護保険給付金により提供する介護サービスの対象とならない個別具体的な介護サービスを附加して提供するかのように表示（石川）

#### ○ 医療・看護体制に関する表示

- ・ あたかも、隣接する協力医療機関が入居者のために24時間の医療体制を採っているかのように表示（伊豆）
- ・ あたかも、常勤の看護職員を1名配置しているかのように表示（伊豆）

#### ○ 利用料金に関する表示

- ・ あたかも、一般居室から介護居室へ移る場合、別途料金を負担することなくすべての介護居室が利用できるかのように表示（三島）

#### ○ 居室の方位に関する表示

- ・ あたかも、全居室南向きであるかのように表示（石川、三島）

#### 問い合わせ先

公正取引委員会事務総局中部事務所取引課

電話 052-961-9423（直通）

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室

電話 03-3581-3377（直通）

#### ホームページ

<http://www.jftc.go.jp>

## (2) 排除措置の概要

- ア 一般消費者に誤認される表示である旨を公示するとともに、入居者に通知すること。
- イ 有料老人ホームが提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容について表示した内容と実際のサービス内容又は施設の内容とが適合するように改善措置を講じるとともに、入居者に当該改善措置の内容を通知すること。
- ウ 今後、一般消費者に誤認される表示を行わないこと。

## 3 関係機関への要請等

当委員会は、社団法人全国有料老人ホーム協会に対し、会員に本件排除命令の内容を周知徹底させるとともに、例えば、同協会発行の「会員ホームガイド 輝」において、介護一時金等を徴収することによって、介護保険給付金の対象とならない個別具体的な介護サービスを附加して提供する旨を表示する場合には、重要事項説明書において、実際に提供する当該サービスの内容について具体的に記載させるなど、一般消費者に対する適正な情報提供の観点から、会員が適正な表示を行うよう指導することを要請した。

また、有料老人ホームの表示の適正化の重要性にかんがみ、厚生労働省に対し、都道府県の民生主管部局に本件排除命令の内容を周知し、各有料老人ホームに指導の徹底を図るよう要望し、あわせて、都道府県の景品表示法担当部局に対し、本件と同様の事案の処理の参考に資するよう、本件調査結果を通知した。

## 調査事実の概要

## 1 石川ライフクリエート株式会社

表示内容	実際
介護サービスについて、介護一時金等を徴収することによって、あたかも、介護保険給付金により提供する介護サービスの対象とならない個別具体的な介護サービスを付加して提供するかのように表示	介護一時金等により個別具体的な介護サービスを付加して提供しているとはいえないものであり、かつ、介護一時金の一部を介護棟内の介護室の利用料金として介護棟の建設費に充当することとしていた（優良誤認）。
医療及び健康管理体制について、あたかも、施設内に医師を配置して充実した医療サービスを実施し、当該医師による健康相談が毎月4回実施されているかのように表示	施設内に医師は配置されておらず、必要な場合に隣接している協力医療機関の分院の医師が診察を行っているものであり、健康相談は毎月2回協力医療機関の医師により実施されているにすぎない（優良誤認）。
機能回復訓練について、あたかも、機能回復訓練室において担当者の指導によりリハビリテーションを実施しているかのように表示	医療サービスに係るリハビリテーションは協力医療機関が行っており、施設内においては、居室等において、歩行、座位保持等の日常的基本動作訓練に係るリハビリテーションを行っているにすぎない（優良誤認）。
居室の方針について、あたかも、全居室南向きであるかのように表示	一般居室100室のうち24室は東向き、介護居室30室のうち4室は北西向きである（優良誤認）。

## 2 伊豆ヘルス・ケア株式会社

表示内容	実際
医療体制について、あたかも、隣接する協力医療機関が入居者のために24時間の医療体制を探っているかのように表示	協力医療機関は、入居者のために24時間の医療体制を探っていない（日曜日・祝日は休診。診療日の診察時間は午前9時から正午まで）（優良誤認）。
看護職員の配置について、あたかも、常勤の看護職員を1名配置しているかのように表示	看護職員を配置しておらず、必要に応じて協力医療機関の准看護師が看護を行っているにすぎない（優良誤認）。
入居者の健康管理体制に必要な費用について、あたかも、入居者に対する定期健康診断と定期健康相談を無料で実施しているかのように表示	入居者から、1人当たり毎月7,875円を健康管理費として徴収して、これらの費用に充てている（有利誤認）。

## 3 株式会社サンリッチ三島

表示内容	実際
介護居室の利用料について、あたかも、一般居室から介護居室へ移る場合、別途料金を負担することなくすべての介護居室が利用できるかのように表示	介護居室7室のうち、個室3室については1か月約30,000円、2人部屋1室については1人当たり1か月約12,000円の利用料を別途徴収している（有利誤認）。
夜間の介護体制について、あたかも、要支援者・要介護者6名当たり介護職員1名を配置しているかのように表示	要支援者・要介護者17名当たり介護職員1名しか配置していない（優良誤認）。
居室の方針について、あたかも、全居室が南向きであるかのように表示	介護居室7室のうち4室は北西向きである（優良誤認）。

(参考)

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抄）  
(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行なわれることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

2 公正取引委員会は、前項の規定による命令（以下「排除命令」という。）をしたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、告示しなければならない。

平成15年(排)第2号

排除命令

金沢市粟崎町四丁目80番地2

石川ライフクリエート株式会社

同代表者 代表取締役 奥田美保

公正取引委員会は、上記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

- 1 石川ライフクリエート株式会社は、同社が営む「シニアユートピア金沢」と称する有料老人ホームの入居者募集に  
関し、一般消費者の誤認を排除するために
  - (1) 平成14年4月ころ発行の社団法人全国有料老人ホーム協会の「会員ホームガイド 輝No. 20」と称する冊子及び遅くとも同月ころ以降、重要事項説明書に添付して入居希望者に配布した「介護サービス一覧表」において行った、入居者から入居時一時払いの介護費又は月額介護費を徴収し、これを要支援者又は要介護者に対する介護サービスの費用に充当することにより、同老人ホームにおいて介護保険給付金及び本人負担金により提供する介護サービスの対象とならない個別具体的な介護サービスを附加して提供しているかのような表示
  - (2) 平成13年11月ころ以降に配布したパンフレット及び同年7月1日付けの重要事項説明書において行った、同老人ホームに配置した医師による充実した医療サービスを実施しているかのような表示及び同医師による健康相談が毎月4回実施されているかのような表示
  - (3) 前記パンフレット及び前記重要事項説明書において行った、同老人ホームに設置された機能回復訓練室において担当者の指導によりリハビリテーションを実施しているかのような表示

(4) 前記パンフレットにおいて行った、同老人ホームの全居室が南向きであるかのような表示

は、いずれも事実と異なるものであり、かかる表示は、同老人ホームにおいて提供するサービスの内容及び同老人ホームの施設の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示するとともに、同老人ホームの入居者に通知しなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

2 石川ライフクリエート株式会社は、前項記載の表示に係る「シニアユートピア金沢」と称する有料老人ホームの提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容についての各表示内容と実際の同老人ホームの提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容とが適合するよう改善措置を講じるとともに、同老人ホームの入居者に当該改善措置の内容を通知しなければならない。この改善措置の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

3 石川ライフクリエート株式会社は、今後、有料老人ホームの入居者募集に関し、第1項の表示と同様の表示を行うことにより、有料老人ホームにおいて提供するサービスの内容及び有料老人ホームの施設の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4 石川ライフクリエート株式会社は、第1項に基づいて行った公示及び通知並びに第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

## 事 実

1 石川ライフクリエート株式会社（以下「石川ライフクリエート」という。）は、肩書き地に本店を置き、金沢市において「シニアユートピア金沢」と称する有料老人ホーム（以下「シニアユートピア金沢」という。）を営む事業者である。

- 2 石川ライフクリエートは、シニアユートピア金沢の入居者の募集に関し、シニアユートピア金沢の施設の概要、入居の条件、入居費用、介護サービスの内容及び費用、介護にかかる職員体制等を、社団法人全国有料老人ホーム協会が毎年4月ころに発行する「会員ホームガイド 輝」と称する冊子に掲載しているほか、石川ライフクリエートが作成するシニアユートピア金沢のパンフレット、重要事項説明書等に記載して、入居希望者に配布している。
- 3 石川ライフクリエートは、シニアユートピア金沢における介護サービスについて
- (1) 平成14年4月ころ発行の社団法人全国有料老人ホーム協会の「会員ホームガイド 輝No. 20」と称する冊子において、「介護サービスと費用」として、「・介護サービスの費用は介護保険給付金で賄うほか、下記の介護費を入居者からいただきます。なお、この介護費は要介護・要支援者1人当たりの介護・看護職員数が0.4人以上と手厚い場合に徴収できるものです。」と、また、「一般居室」の項に「入居時一時払いの介護費」を「400万円／人」、「介護居室」の項に「月額介護費」を「89,000円／人」と、さらに、「・介護費には、介護保険給付の対象にならない個別的な介護サービスの費用が含まれております。」と記載した上で
- (2) 遅くとも平成14年4月ころ以降、重要事項説明書に添付して入居希望者に配布した「介護サービス一覧表」において、要介護者に対する「横出し上乗せサービスとして提供するサービス」として、「○食事介助」の項に「食堂移動介助」と、「○排泄介助」及び「○身辺介助」の項に「基準を超したサービス」等と、「○通院の介助」の項に「指定病院は（金沢西病院）無料」と、「○理美容」の項に「移動サービス」と、それぞれ記載することによりあたかも、入居者から徴収する入居時一時払いの介護費又は月額介護費（以下「介護一時金等」という。）を、要介護者等（要支援者又は要介護者をいう。以下同じ。）1人当たりの介護・看護職員数が0.4人以上の場合に人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料として受領できることを根拠として徴収するだけでなく、要介護者等に対する介護サービスの費用に充当することにより、介護保険給付金（本人負担金を含む。以下同じ。）により提供する介護サービスの対象とならない個別具体的な介護サービスを附加して提供するかのように表示しているが、実際には、前記「介護サービス一覧表」に記載の各サービスのうち、「○食事介助」の項に記載された「食堂移動介助」、「○理美容」の項に記載された「移動サービス」及び「○通院の介助」の項に記載された「指定病院は（金沢西

病院)無料」は、いずれも介護保険給付金により提供する介護サービスであり、また、「○排泄介助」及び「○身辺介助」の項に記載された「基準を超したサービス」等については、いずれも介護一時金等により個別具体的な介護サービスを附加して提供しているとはいえないものであり、かつ、入居者から徴収した入居時一時払いの介護費の一部をシニアユートピア金沢の介護棟内の介護室の利用料として同介護棟の建設費に充当することとしていたものである。

- 4 石川ライフクリエートは、シニアユートピア金沢における医療及び健康管理体制について、平成13年11月ころ以降に配布した「入居のご案内 夢ふくらむ・心なごむ シニアユートピア金沢」と題するパンフレットにおいて、「明るく快活な生活はまず健康から。予防・看護にわたる独自の医療体制を完備。」と大きく記載の上、「●医療・介護サービス●」として、「病気の予防対策を核とした日常の健康管理はもとより、万一寝たきりになられたときにも精神的に負担をおかけしないよう心のこもった医療・介護サービスをさせていただきます。」、「～「シニアユートピア金沢」の医療ネットワーク～ 医療介護サービス部 ●医師 ●看護婦・准看護婦 ●介護スタッフ」、「健康管理サービス」等と、「医療サービス」として、「定期検診など、入居者の健康管理を行ないます。」、「○24時間の緊急医療体制」等と、さらに、「医療介護サービスQ&A」として、「かかりつけの医療機関を続けてご利用になるのは、もちろんご自由です。もし通院などにご不便な場合は健康管理室の医師がかかりつけの医師と連絡をとり、治療に支障のないよう対応します。」等と記載し、また、平成13年7月1日付けの重要事項説明書において、「4. サービスの内容」として、「月額諸費用(介護費用を除く)に含まれるサービス」の項の「【健康管理】」の欄に「健康相談 一ホームドクターが月4回健康相談を行ないます。」等と記載することにより、あたかも、シニアユートピア金沢内の医療介護サービス部又は健康管理室に医師を配置して充実した医療サービスを実施し、かつ、当該医師による健康相談が毎月4回実施されているかのように表示しているが、実際には、シニアユートピア金沢内に医師は配置されておらず、必要な場合に隣接している協力医療機関の分院の医師が診察を行っているものであり、また、健康相談は毎月2回協力医療機関の医師により実施されているにすぎないものである。
- 5 石川ライフクリエートは、シニアユートピア金沢における機能回復訓練について、前記パンフレットにおいて、「医療サービス」として、「○機能回復訓練室(トレーニングルーム) ご病気の症状により医師がご本人に適したリハビリのプログラムを作成いたします。リハビリの必要な方は介護スタッフが機能回復訓

練室にお手伝いをいたします。」、「●機能回復訓練室 最新設備を整え、スタッフがみなさまの健康状態に合せた効果的なリハビリテーションを行ないます。」と記載し、また、前記重要事項説明書において、前記「【健康管理】」の欄に「機能回復訓練一機能回復訓練室で行ないます。」と記載することにより、あたかも、シニアユートピア金沢内の機能回復訓練室において担当者の指導によりリハビリテーションを実施しているかのように表示しているが、実際には、シニアユートピア金沢に機能回復訓練室はなく、医療サービスに係るリハビリテーションは協力医療機関が行っており、シニアユートピア金沢内においては、居室等において、歩行、座位保持等の日常的基本動作訓練に係るリハビリテーションを実施しているにすぎないものである。

- 6 石川ライフクリエートは、シニアユートピア金沢における居室の方位について、前記パンフレットにおいて、「全戸南向き、日あたり良好。居住性、安全性の整った理想の住まいです。」と記載することにより、あたかも、全居室が南向きであるかのように表示しているが、実際には、一般居室100室のうち24室は東向きであり、介護居室30室のうち4室は北西向きである。

#### 法 令 の 適 用

上記事実によれば、石川ライフクリエートは、シニアユートピア金沢において提供するサービスの内容及びシニアユートピア金沢の施設の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成15年4月16日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹島一彦

委員 本間忠良

委員 小林惇

委員 柴田愛子

委員 三谷紘